

## 南渡島消防事務組合同規約の変更についての概要

総務部情報防災課

### 1 変更理由

北斗市、七飯町及び鹿部町で構成する南渡島消防事務組合職員の人事管理及び人件費の一元化に関する経費の負担における構成市町間の協議がまとまったことから、南渡島消防事務組合同規約（昭和47年地方指令第1975号）を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

### 2 変更内容

第14条第2項中第3号を第4号とし、第2号の次に第3号として消防職員の人件費を職員割とする規定を加える。

### 3 施行期日

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

### 4 経過措置

この規約の附則に経過措置として、令和9年度までの間は、新たな経費負担の割合を緩和するため、共通経費にかかる人件費割合は現行のままとし、構成市町の協議により定めるものとする規定を設ける。

## 南渡島消防事務組合規約新旧対照表

改正前	改正後
第1条～第13条(略) (組合の経費の支弁方法) 第14条(略) 2(略) (1)・(2)(略) <u>(3)</u> (略) 第15条(略) 附則 (略)	第1条～第13条(略) (組合の経費の支弁方法) 第14条(略) 2(略) (1)・(2)(略) <u>(3) 消防職員の人事費は、職員制とする。</u> <u>(4)</u> (略) 第15条(略) 附則 (略)